



Wave

ウェーブ

発行 : 全国司法書士女性会

事務局 : 司法書士法人 鶴川事務所 内

〒569-1117
大阪府高槻市天神町 1-8-2
寺本ビル 2 階
TEL : 072-683-0283
FAX : 072-683-8305

全国司法書士女性会 お問い合わせ先 e-mail : takatsuki@office-ukawa.jp 全国司法書士女性会 ホームページ <http://shihosyoshi-joseikai.com>

私達の声は、大きな波となり、願いが叶う日がきっと来る！



【第19回総会・第22回女性の集い】

2018年10月13日(土)大分でお会いしましょう！

「女性会」の20年を振り返る

全国司法書士女性会は、有志による2年の準備期間を経て2000年9月東京お台場にて創立された。

司法書士女性を正会員、司法書士男性を賛助会員とする全国組織の任意団体である。

まだ司法書士が旧姓使用できなかった当時、「事務所名」を設けることも許されていなかったため婚姻による氏名変更後は「看板書き換え」に伴う大変な作業を強いられていた。そして、婚姻により氏を変更する側の配偶者は97%が女性であり、その一方的負担は女性問題と考えられた。

司法書士女性有志の旧姓による執務を可能にするための活動は時の法務省による民法改正案の準備中という好機に遭遇し、司法書士の旧姓使用はスムーズに進んだと記憶している。

婚姻等で戸籍上の氏を変更しても旧姓使用が可能になることにより執務上の煩雑な作業は不要となった。とても働きやすくなったと思われたが、その後も問題が残った。

金融機関の口座開設には戸籍名が必要であり旧姓使用中の司法書士は職名と口座名が相違することの説明を求められ、成年後見の登録は戸籍名に限られ職名と後見人の氏名との相違を釈明する必要を強いられる。本人確認が要求される場面が増えその度に証明のため数種の書類の準備と説明が必要になる。女性の側が不利益と負担を強いられてきた。

やはり、戸籍名を変更しないで済む夫婦別姓制度が切望される。それを必要とする者にのみ別姓を選択できる制度を目指す法改正が望まれた。

そこで、全国司法書士女性会を創設し、選択的夫婦別姓制度実現のための活動を始めた。法律家として、法の不平等がある現実を見逃すことはできない。

当時の法務省の民法改正案策定から22年、いくつかの改正を

得た。被嫡出子の相続分、再婚禁止期間等についての改正が実現されたが、夫婦別姓制度は未だ日の目をみていない。

先ごろ、某ソフトウェア会社社長が「夫婦別姓を選ばないのは経済的損失」として損害賠償請求訴訟を提訴した。その例にある通り氏を変更した側の配偶者は、経済的損失を負い、精神的な打撃、プライバシーの侵害等々を受けることになる。

法の下での平等は民主主義社会の実現において不可欠の要素である。過去人類社会が被った災厄は法の下での不平等がもたらしたといっても過言ではない。両性の平等が男女関係の発展的関係を期待させ、社会の明るい将来性をもたらすと考える。あらゆる不平等が解き放たれる社会が理想の実現を生むと信じている。

そうした信念に基づき、これまでの5期10年間全国司法書士女性会の会長として活動してきた。関係諸団体との交流、ロビー活動、要望書の提出等々により、多くの貴重な出会いを経験し、嬉しい邂逅を得、頼もしい仲間との信頼関係を築けたことを誇りに思っている。

その日々に感謝しつつバトンを渡せることを有難く思う。

実は、事務所においても代表を交代し次の世代への橋渡しを行ったところである。

司法書士は素晴らしい仕事である。一人の人間として自立するため、自己の確立のための手段は仕事にあると思う。その仕事が社会貢献度が高くやりがいがあるものであるとはなんと恵まれたことであらうか。

今後は、感謝の気持ちを社会に還元する方法を模索しその実現に尽力したいと思う。

これまでの皆様方のご理解ご協力に謹んでお礼を申し上げます。

ありがとうございました、そして今後とも何卒よろしくお願い致します。

大城節子拝

特別記事

「旧姓の公的証明書」発行の要望書と各士業専門家達の署名を提出
2017年12月8日 野田聖子総務大臣・上川陽子法務大臣を訪問。



2017年12月8日 野田聖子総務大臣・上川陽子法務大臣を訪問致しました。

平成29年12月8日、選択的夫婦別姓制度早期実現に向け、皆様から頂いたご署名を携え、野田聖子総務大臣・上川陽子法務大臣を訪問いたしました。

両大臣ともに、選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けての議論を即していただいているとのことですが、重要な問題であり、議論には更なる時間を要し、結論はかなり先になるとの見通しです。そのため、各省では女性が直面している問題を早期に解決する方法として、まずは女性の旧姓使用ができる幅を広げていくという方向で動いておられました。

総務省としては、省内では職務上の旧姓使用を認めており、今後は一般市民のマイナンバーカードの旧姓併記が可能となるよう実現に向け、具体的に進めていってまいります。マイナンバーカードを携帯・提示することに対しては、一般市民として不安がある旨を申し上げると、マイナンバーカードについて国民が誤解している旨、携帯・提示することについての安全性をご教授いただきました。また、提出した署名

については、早期実現に向けた声が多数上がっていることを早速議論の場に提出し、改めて議論を進めていくと強くおっしゃっていただきました。

法務省では、検察官など法務省職員が結婚した後の旧姓使用について、これまでは法務省内部文書のみ使用が認められていましたが、平成29年10月1日より、起訴状などを含め、対外的な文書にも使用することができるようになりました。まずは省内から旧姓使用ができる幅を広げ、選択的夫婦別姓制度についても導入についての各所での議論を推進していき、国民の理解のもとに進められるよう努めていくとのことでした。

選択的夫婦別姓制度実現について、道のりは長いですが、一人一人が声をあげ、声の数を一つでも増やし行動を起こすことが、各大臣の先生方のお力になり、延いては選択的夫婦別姓制度の議論を即し、早期実現に近づく一歩であると強く感じました。

内閣総理大臣 殿

要 望 書

私は、下記要望の理由に賛同し、貴内閣に対し、旧姓又は戸籍上の氏名の簡易字体による氏名表記等(以下「通称」といいます)を利用するものが、その選択により通称を住民票に登録し、次表のとおり、印鑑登録証明・運転免許証等公的証明書に記載することが可能とするよう、要望いたします。

種類	氏名・通称欄		表記	表記
住民票	氏名		山澤△子	住民票には必ず戸籍上の氏名を記載
	通称	例①	山沢△子	簡易字体による通称
		例②	川野△子	旧姓による通称
		例③	山澤(川野)△子	戸籍上の氏名と旧姓の併記による通称(いわゆるダブルネーム型)
印鑑登録証明 その他公的証明書	氏名	例①	山沢△子	通称のみで発行する場合
		例②	川野△子	
		例③	川野(山澤)△子	通称と戸籍上の氏を併記する場合

記

現在、女性の活躍を阻害する大きな要因として、氏名の問題が挙げられます。

女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律が成立施行されるに至り、女性の社会進出への手立ての構築は国の責務と謳われておりますが(同法第3条)、例えば、婚姻後も旧姓を通称として使用する場合、会社の役員就任時に通称と登記上の氏名との不一致が生じ、長年形成したキャリアの一貫性が阻害される、弁護士・司法書士等の士業では金融機関が通称の使用を許さないことがあり、業務に種々の支障を生じる等の不利益が多数発生しております。

現行参考にできる制度として、在留カードを有する外国人の通称記載制度があります。ここでは、住民票及び印鑑登録証明に本名と併せて通称の記載が認められています。同様の制度を広げることは、女性の一貫したキャリア形成を支え、その社会進出を援助することに繋がり、女性の活躍する社会環境として極めて重要であると考えられるため、冒頭のとおり要望する次第です。

以上

全国女性税理士連盟では、今事業年度で夫婦の氏についての興味深い講演を二回おこなった。

第一回は、当連盟創設60周年記念事業のうち、各地で行われた記念講演会の一つとして、大宮ソニックシティで元最高裁判事山浦善樹弁護士をお迎えして「法は人を幸せにする道具～マチ弁が語る憲法と女性～」のテーマで 2015年12月17日最高裁判決について語って頂いた。印象的だったのは、旧姓使用が拡大することで不利益の軽減が図られることが判決にも添えられていたが、本質の解決にならない事をはっきりと述べられた事だ。

第二回は今年の当連盟東日本支部総会の講演として今まで

とは違った視点から戸籍法の問題として提訴したサイボウズの青野慶久氏をお招きして「新しい夫婦別氏裁判が目指すこと」のテーマで講演して頂いた。

今回の提訴は、前回の最高裁判決の場で作花弁護士に出会ったこと、日本人同士の婚姻時にのみ氏を選べないのはおかしいこと、むしろこの裁判を楽しんでいること等、IT関連事業の社長らしく柔軟な思考で問題に取り組んでいる大変楽しい講演だった。アイデンティの問題等はあるが、我が国は「婚姻時強制同氏」制度で、新しい問題提起となることを確信した。

これからも全国女性税理士連盟はこの問題に引き続き取り組んでいくことを表明する。

全国司法書士女性会開催の研修会・総会一覧表（平成28～30年分）

司法書士 宮原恵子

【各士業女性合同研修会】

平成28年10月08日(土) テーマ:「介護に向かう」 場所:大阪弁護士会館

平成29年09月30日(土) テーマ:「選ばれる職場になるために～働き方改革最前線～」 場所:大阪弁護士会館

【女性会の研修会】

平成28年02月28日(日) テーマ:「離婚に伴う親子関係・養育費について」 場所:メルパルク京都

平成28年07月09日(土) テーマ:「離婚に伴う親子関係・養育費について」 場所:秋田県司法書士会館

平成29年02月17日(金) テーマ:「要件事実論」 場所:日本司法書士会連合会館

平成29年02月24日(金) テーマ:「要件事実論」 場所:愛知県司法書士会館

平成29年03月03日(金) テーマ:「要件事実論」 場所:メルパルク京都

平成29年03月10日(金) テーマ:「要件事実論」 場所:福岡県司法書士会館

平成29年06月24日(土) テーマ:「民事訴訟法 総論&各論(司法書士が扱う交通事故訴訟)」 場所:メルパルク京都

平成30年02月10日(土) テーマ:「民事信託」 場所:一般財団法人主婦会館 プラザエフ

平成30年06月09日(土) テーマ:「民事信託」 場所:愛知県司法書士会館

【全国司法書士女性会総会】

平成28年09月24日(土) テーマ:「成年後見制度利用促進法及び民法の一部改正、促進法が司法書士制度に与えるインパクト」
「後見人の倫理・司法書士後見人の不祥事について」

場所:東京都千代田区

平成29年10月28日(土) テーマ:「カンボジア王国における法的支援について」 場所:北海道札幌市

全国司法書士女性会は毎年各地で研修会を開催し、会員以外の皆様にも多数のご参加をいただいています。

今回、弁護士 長谷川鉦治先生・弁護士 小林美和先生のレジュメを添付させていただきました。

今後とも研修会開催時にはご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。



第1 民事事件の解決の実際

- 1 訴訟前の解決(和解)が、民事事件の約50パーセント
訴訟上の和解が、訴訟事件の約70パーセント
判決の言渡しとなる事件は、訴訟事件約30パーセント
(全事件の約15パーセント)

※ 民事事件の事案の真相は解明が困難であり、(残念ながら)
客観的証拠も乏しいことが多い→妥協してできるだけ早
期かつ円満な解決を図るべき。

※ 刑事事件の事案の真相の解明

捜査権によりある程度解明できる。弁護士はどう対応すべ
きか。

オレオレ詐欺事件－詐欺されたお金はどこへ？

オウム真理教事件－毒ガスは誰が作ったか？オウム真理
教の狙いは？

※ 真相を解明したい民事事件

依頼者死亡事件－死亡事件の犯人の可能性のある元内
縁の妻の突然の自殺！？真相は闇の中か？

- 2 訴訟前の和解の活用(最近活用している)

民事訴訟法275条

民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因
並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所
在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることが
できる。

引渡し債務について執行力を得られるので、後に訴訟提起
の必要がない。

ただし、安易な利用を防止するため、紛争が現実存在す
るかどうかも簡裁でチェックを受ける(ことがある)。

※ 引渡し債務について執行力を予め得ておきたい場合など
について司法書士業務に活用できると思われる。

[訴訟前和解の事]

第1 請求の趣旨

別紙「和解条項(案)」記載のとおり和解を求める。

第2 請求の原因及び争いの実情

- 1 申立人と相手方は、平成28年11月21日、別紙物件目
録記載の区分建物及び土地(以下「本件不動産」とい
う。)の売買契約を締結し、同日、申立人は相手方に対
し売買代金500万円を支払い、同不動産の所有権を
取得した。

- 2 しかるに相手方は移転先となる場所が見つからず、仕事
ができないことなどを理由に本件建物の明渡しを拒ん
でいる。相手方によれば上記売買代金の全額はすで
に債務の返済に充てているということであった。

- 3 申立人と相手方は古くからの付き合いがあり、申立人
としては相手方の窮状を理解し、相手方に対して、本
件建物の明渡し期限を平成31年10月31日までとす
ること、及び同明渡し期限までの間、賃料相当損害金
として1か月15万円の割合による金員を同建物の明渡
し時に支払うことを条件に同建物の占有使用を認める

こととした提案を行ったが、相手方からは、同明渡し期
限をさらに延長して欲しいといった申し出がある上、今
後も相手方の窮状、生活状況等が改善される見込み
も乏しいため、同明渡し期限内に同不動産の明渡しと
賃料相当損害金の支払いがなされる可能性は極めて
低いものといえる。

- 4 そこで、申立人と相手方は、本件建物の明渡しを巡る
紛争を早期に解決し、その解決のためには債務名義
を得ておく必要もあるため、別紙和解条項のとおり
の和解をするため本申立に及んだ次第である。

和解条項案

- 1 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の区分建物
及び土地持分(以下「本件不動産」という。)につき、申立人が
所有権を有することを確認する。
- 2 申立人は、相手方に対し、本件建物の明渡しを平成31年
10月31日まで猶予し、相手方は
申立人に対し、同日限り本件建物を明け渡す。
- 3 相手方は、申立人に対し、本件建物の賃料相当損害金と
して、平成28年11月21日から前項の同建物の明渡しに至
るまで1か月15万円の割合による金員を支払う。ただし、同
損害金の支払時期は平成31年10月31日限りとし、平成
31年11月1日から同建物の明渡しに至るまでの同損害金
は毎月末日限りとする。
- 4 相手方は、本件不動産の占有使用中、その占有を第三者
に移転し、又は転貸し、若しくはそれらの占有名義を変更し
てはならない。
- 5 申立人と相手方とは、本和解条項に定めるほか、何らの債権
債務のないことを相互に確認する。
- 6 和解費用は各自の負担とする。

3 調停事件

調停には強制力がないため、不成立となることが意外に
多いが、争点が解明でき、和解のきっかけとなる可能性
はある。

4 和解を成立させるテクニック

- (1) 事件の結論の見極め(勝訴の可能性)
(2) 和解のタイミングと内容の検討
(3) 依頼者への説得(依頼者との信頼関係の構築、
敗訴の可能性、上訴の負担、早期解決による再出発)

第2 要件事実の前提となる用語の説明

- 1 民事裁判とは、相手方に対し、権利(訴訟物)から発生する
請求権の存在を主張し(判決手続)、その履行を求める手続
(執行手続)をいう。
- 2 要件事実(主要事実)は、訴訟物(権利)を発生させる要件
となる具体的事実をいう。
- 3 証明責任とは、裁判所がある事実についての存否をいずれ
にも確定できない場合にも判決を可能にするために、その
事実の存在又は不存在を擬制して法律効果の発生又は

不発生を判断するが、その結果として、当事者の一方が被る不利益のことをいう。

- 4 **証明責任の分配**とは、各主要事実についてどちらの当事者が証明責任を負うかの定めをいう。

通説である法律要件分類説によれば、証明責任の分配は、実体法の構成要件の定め方と法条適用の論理的順序から定まる。

- 5 **請求原因**とは、訴訟物である権利関係の発生原因となる事実で、訴訟上の請求の特定に必要なものをいう。請求原因は訴状の必要的記載事項である。

民事訴訟法133条2項

- 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

- 6 **抗弁**とは、原告の請求を排斥するため、被告が原告の権利主張・事実主張を単に否定・否認するのではなく、自らが証明責任を負う事実(請求の原因と両立する)による別個の事項を主張することをいう。具体例は後述する。

- 7 **要件事実の文献**としては、司法修習で使用する「**民事判決起案の手引**」(司法研修所編集、法曹会出版)が簡潔かつ正確である。その他の書式集もおおむね正確であり、起案の参照には有益である。

※ 要件事実論は、パズルのような面白さがある。

※ 訴状に要件事実をきちんと記載するとできる弁護士と思われる？

第3 立証と証拠収集の難しさ

- 1 裁判官は、当事者の供述はほとんど信用していない。
かえって不利な内容のみが採用される。
- 2 証人の証言もあまり信用されない。話は作ることができるから。
- 3 書証と客観的な事実が証拠として重要である。
書証はどのようにして取得するかー見つけるしかない。
客観的な事実をどのようにして証拠化するかー写真化、公的な書面の入手
- 4 良い証拠が見つければ、ほぼ訴訟に勝てる。
想定した事実が真実であれば、それに沿った証拠は見つかる(はず)。

第4 民事紛争の具体的事例

1[事例1]売買代金 訴訟物＝売買契約に基づく代金支払請求権
条文・民法555条
売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

[請求原因]

- (1) 原告は、被告に対し、平成28年10月3日、テレビ1台(東芝製レグザZ810X)を代金50万円で売った。
(2) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、

代金50万円の支払いを求める。

[抗弁] 同時履行(民法533条)

被告は、原告が本件テレビを引き渡すまで、その代金の支払を拒絶する。

[再抗弁]

原告は、被告に本件テレビを引き渡した。

※ 東芝の危機。もんじゅ解体ー原発はやっぱり恐ろしいか？

2[事例2]貸金 訴訟物＝消費貸借契約に基づく貸金返還請求権、利息契約に基づく利息請求権、履行遅滞に基づく損害賠償請求権
条文・民法587条
消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

[請求原因]

- (1) 原告は、被告に対し、平成18年11月1日、200万円を以下の約定で貸し付けた。
弁済期 平成19年1月31日
利息 月1パーセント
損害金 年15パーセント
(2) 平成19年1月31日は経過した。
(3) よって、原告は、被告に対し、右消費貸借契約に基づき、元金200万円並びにこれに対する平成18年11月1日から平成19年1月31日までの約定の月1パーセントの割合による利息及び同年2月1日から支払済み まで約定の年15パーセントに割合による遅延損害金の支払いを求める。

[抗弁] 消滅時効(民法166条、167条、145条)

- (1) 平成29年1月31日は経過した。
(2) 被告は、原告に対し、平成29年2月10日、右時効を援用するとの意思表示をした。

[再抗弁1]時効中断(民法147条、153条)

- (1) 原告は、被告に対し、平成28年9月15日、本件貸金債務の履行を催告した。
(2) 原告は、原告は平成29年2月20日、本件訴えを提起した。

[再抗弁2]時効援用権の喪失

被告は、原告に対し、平成29年2月15日、本件貸金の支払の猶予を申し入れた。

※ 判例 債務につき消滅時効が完成した後に、債務者が債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、以後その完成した消滅時効の援用をすることは許されないと解するのが信義則に照らし相当である。(最大判昭41・4・20)

3[事例3]売買代金 訴訟物＝売買契約に基づく代金支払請求権、履行遅滞に基づく損害賠償請求権

[請求の原因]

- (1) 原告は、被告との間で、平成25年2月20日、別紙物件目録記載の土地を代金8000万円、支払期日同年3月末日の約定で売るとの合意をした。

- (2) 原告は、被告に対し、平成25年3月末日、上記売買契約に基づき、上記土地につき所有権移転登記手続をするとともに、これを引き渡した。
- (3) 平成25年3月末日は経過した。
- (4) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金8000万円及びこれに対する上記引渡日の翌日である平成25年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(物件目録)略

[抗弁]錯誤(民法96条)

- (1) 被告は、本件土地売買契約当時、本件土地の南方50メートルの地点に北陸新幹線の駅が設置される計画はなかったにもかかわらず、右計画があるものと信じていた。
- (2) 被告は、原告に対し、本件売買契約締結に際し、右計画があるので本件土地を店舗用地として買い受けると述べた。

※ 民法95条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

※ 判例 意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容としてこれを相手方に表示した場合でなければ、法律行為の要素とはならない。(最判昭29・11・26)

[再抗弁]民法95条ただし書 重過失

- (1) 本件売買契約締結直前のころ、JR西日本から本件土地の北方1キロメートルの地点に駅が設置されることが公表されていた。
- (2) 被告は、本件売買契約当時、同社に問い合わせるなど、上記計画の有無について調査しなかった。

※ 北陸新幹線はもうすぐ福井に来る!(^0^)

[請求の原因]

- (1) 原告は、被告との間で、平成25年2月20日、別紙物件目録記載の土地を代金8000万円、支払期日同年3月末日の約定で売るとの合意をした。
- (2) 原告は、被告に対し、平成25年3月末日、上記売買契約に基づき、上記土地につき所有権移転登記手続をするとともに、これを引き渡した。
- (3) 平成25年3月末日は経過した。
- (4) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金8000万円及びこれに対する上記引渡日の翌日である平成25年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(物件目録)略

[抗弁]錯誤(民法96条)

- (1) 被告は、本件土地売買契約当時、本件土地の南方50メートルの地点に北陸新幹線の駅が設置される計画はなかったにもかかわらず、右計画があるものと信じていた。
- (2) 被告は、原告に対し、本件売買契約締結に際し、右計画があるので本件土地を店舗用地として買い受けると述べた。

※ 民法95条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

※ 判例 意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意

思表示の内容としてこれを相手方に表示した場合でなければ、法律行為の要素とはならない。(最判昭29・11・26)

[再抗弁]民法95条ただし書 重過失

- (1) 本件売買契約締結直前のころ、JR西日本から本件土地の北方1キロメートルの地点に駅が設置されることが公表されていた。
- (2) 被告は、本件売買契約当時、同社に問い合わせるなど、上記計画の有無について調査しなかった。

※ 北陸新幹線はもうすぐ福井に来る!(^0^)

4 [事例4]建物収去土地明渡し 訴訟物＝所有権に基づく返還請求権としての土地明渡し請求権

[請求の原因]

- (1) 原告は、別紙物件目録記載(1)の土地を有している。
- (2) 被告は、右土地上に同目録記載(2)の建物を所有して上記土地を占有している。
- (3) よって、原告は、被告に対し、上記土地所有権に基づき、上記建物を収去して上記土地を明け渡すことを求める。

(物件目録)略

[抗弁] 占有権原一賃貸借

- (1) 原告は、被告に対し、平成25年2月1日、本件土地を、賃料1か月5万円、賃貸期間同日から30年間の約定で賃貸した。
- (2) 原告は、被告に対し、右同日、右賃貸借契約に基づき、本件土地を引き渡した。

第5 民事裁判等に対する司法書士の関与

1 司法書士の権限ー司法書士法3条 簡裁訴訟代理等関係業務(法務省)

簡易裁判所における(1)民事訴訟手続、(2)訴え提起前の和解(即決和解)手続、(3)支払督促手続、(4)証拠保全手続、(5)民事保全手続、(6)民事調停手続、(7)少額訴訟債権執行手続及び(8)裁判外の和解の各手続について代理する業務、(9)仲裁手続及び(10)筆界特定手続について代理をする業務

2 裁判所法33条1項1号 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求

※ 上限金額をあげられないか? 弁護士業界の状況(増員の結果、質の問題)

3 民事裁判に対する司法書士の関与

- (1) 訴状、答弁書、準備書面、証拠調べ請求書の作成
- (2) 証拠の収集、陳述書等の作成
- (3) 証人尋問、本人尋問の支援

※ 裁判官から、「弁護士に依頼しなさい。」という圧力がかかる。

※ 私は、司法書士を介した和解に積極的に応じている。

4 今後の司法書士業の展望

- (1) 弁護士業も展望は不透明
 弁護士の大増員
 法科大学院の定員割れ続出
 予備試験合格者の増加。
- (2) 登記業務の民営化?の問題
- (3) 業務の拡大

第1 訴訟物 等

1 訴訟物 一定の権利又は法律関係

2 処分権主義

訴訟の開始, 審判の対象の範囲, 訴訟の終結についての
権能を当事者に委ねる建前

3 請求の趣旨(=訴訟物における原告の主張の結論)(民訴法133条2項)

訴えをもって審判を求める請求の表示のことを意味し、原告が勝訴した場合にされ 原告が勝訴した場合にされる判決の主文に対応するもの

第2 弁論主義

弁論主義: 判決の基礎となる資料(事実及び証拠)の提出を
当事者の権能かつ責任とする建前

根拠: 私的自治

第1テーゼ: 裁判所は、当事者の主張しない事実を裁判の
資料として採用してはならない

第2テーゼ: 裁判所は、当事者間に争いのない事実(自白され
た事実)は、そのまま裁判の資料として採用し
なければならない

第3テーゼ: 当事者間に争いのある事実を証拠によって認定
するには、必ず当事者の申し出た証拠によらな
なければならない。

第3 要件事実概論

* 実体法を権利の発生、障害、消滅、阻止という法律効果の
発生要件を規定したものと、分類する。

権利根拠事実: 訴訟物である権利の発生要件にあたる事実
であり、請求原因として原告が主張立証し
なければならない。

売買契約の締結など

権利障害事実: 権利発生障害となる事実である。権利
根拠事実の存在が認められる場
合において、抗弁として被告が主張立証する。
錯誤(民法95条本文)

権利消滅事実: 権利を消滅させる事実であり、これも被告
が抗弁として主張立証する。
弁済(民法474条以下)

権利阻止事実: 権利阻止事実、権利の行使を阻止する
事実である。これも権利根拠事実の存在が
認められる場合において、被告が抗弁とし
て主張立証する。同時履行の抗弁権(民
法533条本文)

→ある権利について、その権利の発生要件に該当する事実
の存在が認められた場合は、その発生障害要件、消滅要件
又は行使阻止要件のいずれかに該当する事実が認められな
い限り、現に(厳密には事実審の口頭弁論終結時において)、
その権利が存在し、行使できるものと認識することになる。

第4 請求の原因・認否

1 請求の原因

訴訟物である権利又は法律関係を発生させるために必要
な法律要件に該当する事実

2 認否

(1) 自白(認める)

→ 自白が成立した要件事実、そのまま判決の資料として
採用しなければならない。

* 自白が成立した場合には、その撤回は、①刑事上罰すべき
他人の行為により自白したとき、②相手方の同意があると
き、または③自白の内容が真実に反し、かつ、自白が錯誤
によってされたときを除き、許されない。

(2) 否認(争う)

(3) 不知(知らない)

→ その事実を争ったものと推定される(民訴法159条2項)。

(4) 沈黙

→ 弁論の全趣旨から争っていると認められるとき以外は、
自白したものとみなされる(民訴法159条1項)。

3 抗弁

①その主張事実が請求原因事実と両立すること、②その主
張の法律効果が請求原因から生じる法律効果を妨げる(障
害し、消滅させ又は阻止する)ことが必要。

※仮に請求原因と両立しない事実であれば、それは否認となる。

第5 文書の取扱い

形式的証拠力: 文書がある特定人の一定の思想内容を表現
したものであること

文書の成立の真正(=文書がその作成者として主張
される特定人の意思に基づいて作成されたこと)

文書の真正: ⇒

裁判所は、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌し自由
な心証によって判断することができる。もっとも、文書の成立
の真正については、挙証者の立証負担を軽減するため、推定
規定が設けられている。

私文書の成立の推定:

第1段の推定

文書中の印影が本人または代理人の印章によって顕出され
た事実が確定された場合には、反証の無い限り、当該印影は
本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定す
るのが相当。

∴ 印鑑を重用する風土・気質に照らし、自己の印鑑をみだりに
他人に預託することはないという経験則であって、文書に自
らの印鑑の印影が顕出されている以上は、特段の事情の
無い限り、その意思に基づく押捺又は印鑑の交付に基づく
ものである。

⇔反証活動: 印鑑の盗用(当該印章の保管状況、印章の種類、
使用状況、登用者と作成名義人との関係など)、
他目的預託(当該文書の作成以外の目的で印鑑
を預託したこと、それを奇貨として当該第三者が
印鑑を冒用する同期の存在などを立証すること)

第2段の推定

法律上の推定(228条4項)

本人の意思に基づく印影により、当該文書全体が作成者の
意思に基づいて作成されたと推定される

⇔反証活動:当該文書に作成したときは契約条項の記載のない白紙に署名した、契約条項が空欄であったとしても、完成された外形を有する文書がその意思に基づいて作成されたものではないことを疑わせる立証活動

⇒形式的証拠力が認められることにより下記の事項が認定される。

処分文書:作成者が過去のある時点において法律上の行為としたこと

報告文書:一定の事項について一定の認識、意見、判断をもっていたこと

実質的証拠力:その思想内容が係争事実の認定に役立ち得ること

第6 要件事実(債権)(例)

(売買契約に基づき代金を請求する場合)

1 訴訟物

売買契約に基づく代金支払請求権1個

2 請求原因事実

Q 法律の規定?

民法第555条(売買)

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

Q 売買契約が成立させるためには何が必要か?

Q 代金債務の履行期限が到来していることは要件か?

(主張立証は必要か?)

→請求原因

原告は、被告に対し、平成○年○月○日、○○を代金○○円で売った。

3 抗弁

消滅時効の主張=代金債権の消滅原因 ∴抗弁となる

Q 法律の規定?

第166条(消滅時効の進行等)

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

第167条(債権等の消滅時効)

債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

第145条(時効の援用)

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第146条(時効の利益の放棄)

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

第147条(時効の中断事由)

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

一:請求 二:差押え、仮差押え又は仮処分 三:承認

Q 時効消滅の法律要件は?

① 権利を行使することができる状態になったこと(166条1項)

② ①の時から10年間が経過したこと(167条1項)

③ 援用権者が相手方に対し、時効援用の意思表示をしたこと(145条)

Q ①「権利を行使しないとき」は消滅時効の抗弁として主張する必要はあるか?

→Q 抗弁で主張する事実?

① _____

② _____

③ _____

4 附帯請求(買主が代金を支払わないことによる遅延損害金)

(1) 訴訟物は?

代金支払債務の履行遅滞に基づく損害賠償請求権説 or 法定利息説

(2) 代金支払債務の履行遅滞に基づく損害賠償請求権

① 原告・被告との間での売買契約を締結したこと

② 代金支払債務の履行期が経過したこと

③ 引渡し(不動産のときは、登記手続き(及び引渡しを))したこと

④ ②の時期以降の期間の経過

Q ②代金支払債務の履行期が経過したこととは?

(履行期と履行遅滞)

第412条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

第7 要件事実(物権)

所有権→物権的請求権

* 物に直接の支配を及ぼすことを権利内容とする所有権の

性質上、その権利内容を実現するために、物権的請求権が認められるのは当然と考えられること、占有権については占有訴権が認められていることから、これより強力な所有権について物権的請求権を認めるのが相当、民法202条に「本権の訴え」を認めていることから、発生するとされている。

物権的請求権

→①返還請求権(他人の占有によって物権が侵害されている)

②妨害排除請求権(占有以外の方法によって物権が侵害されている)

③妨害予防請求権(物権侵害のおそれがある場合)

Q 登記請求権は?

A 物権的登記請求権

現在の実体的な物権関係と登記が一致しない場合に、この不一致を除去するため、物権そのものの効力として発生する登記請求権

→Q 上記のどの分類?

B 債権的登記請求権

当事者間の契約ないし特約の債権的効果として発生する登記請求権

C 物権変動的登記請求権

物権変動の過程、態様、登記とが一致しない場合に、その不一致を除去するために、物権変動の過程を登記面に忠実に反映させるべきであるとの要請に基づいて認められる登記請求権

1. はじめに

全国司法書士女性会の皆様こんにちは。岡山県司法書士会の花田祐子です。3年前の夏に岡山県司法書士会館にて研修会(前半:離婚相談実務の基礎 後半:女性司法書士のためのリラックスヨガ講座)を企画・開催しました。あのときは、全国からたくさんの出席をいただきまして、ありがとうございました。子どもを連れての参加もOKとしたため、にぎやかで楽しい時間を過ごすことができました。そのときは新田でしたがその後結婚をして花田になりました(選択制夫婦別姓は間に合いませんでした)。そのちょうど1年後、長男を出産し、今に至ります。この日本において、独立開業司法書士にとって、そして全国の自営業の女性にとって、妊娠出産・育児と仕事、さらには家事をこなすことはなんと、なんと、大変なんだろう、ということを書いてみます(全国司法書士女性会会員の一人でも多くの方に共感してもらえることを信じて)。

2. 自営業の女性が出産することは想定されていない？

まず、妊娠してからのことです。市から配布される「働く女性が妊娠出産をしたときに受けられる制度や助成について」といった類の冊子やチラシは数種類はいただいたと記憶します。しかしそこには会社員、パート、アルバイトの「働く女性」は登場しましたが、自営業の「働く女性」は一度も登場しませんでした(私の見る限りですが)。自営業の母親という存在は完全に無視されていると感じ、そのうちその手の冊子はいただいても見ずに捨てることになりました(たくさんいただいたのですが・・・)。

私が実際に妊娠出産した経験から申し上げますが、自営業の女性は本当に過酷です。体調が悪くても、切迫早産で入院をしても、そしてついに出産したとしても、休むことは許されません。その間、社会保険料や税金の免除もなく、もちろん事業にかかる経費はどんどん出ていきます。さらに出産を宣言し、休むことでお客さんは離れていきます。私は出産二日前まで仕事をして、退院後の翌日に登記申請をしました(本格復帰は出産から3週間後でした)。それでも仕事は激減、事業用資金ががっさがっさと減っていき、精神的にも大変不安定な時間を過ごしました。産前はある程度覚悟はし、準備はしていたものの、ここまでの状況になるとは思っていなかったため、本当に苦しい数か月でした(その後ありがたいことに仕事量も徐々に増えてきました。感謝

感謝です！)。

出産後は、とにかく休みなさいと身内や友人、お客様から言われるものの、そうはいかないのが自営業です。とりあえず何事もなく退院できて動けるならば仕事をしなくてははいけません。ネットでは、独立開業している士業の女性の「妊娠出産入院中・産後直後も仕事はこなしていましたエピソード」があふれています。私の感触ですが、出産後8週間程度の休業をしてもいいように助成金がいただけたとか、出産後1年は社会保険料(国保、年金、その他税金)の支払い減額・免除されるなどの措置があってもいいのではないのでしょうか。また、司法書士会の会費も最低1年免除がいいですね。なお、自分自身はどのくらい体調が悪かったのか数値には出てはいませんが、法務局2階に上がる階段を上ることができずに産後8カ月はエレベーターを使っていたことがひとつの目安になるのではないかと今振り返ると思います。

3. 愚痴を言っても仕方ないので、共感してくれる仲間がほしい

上記のような状況は、個人的に岡山県の司法書士に話したり、地元の国会議員に話したりはしていますが、なかなか大きな影響を与えることができません。ただの愚痴にしか聞こえませんが、今この文章を読み返しても、やっぱりただの愚痴にしか読めません。しかし、この愚痴は、少子化問題の一端を担う要素だと思うのです。司法書士会のみならず、政治や社会への働きかけは不可欠です。自営業と妊娠出産を選んだあなたの自己責任、経営能力がないからだ、と言われる方もいらっしゃるでしょうが、このような自営業の女性の負担や不安を軽減する仕組みや制度を作ることが少子化対策の一環になると私は考えています。さらに、仕事も大好きなので、育児を理由にあきらめたくありません。ですから、批判をされても発言し続けることにしました。

私は今、黙って仕事と育児を両立して、耐え忍んできた先輩司法書士の後ろを歩いていることを実感しています。偉大な先輩方に感謝と敬意を表します！ありがとうございます！また、大変な子育てですが、息子も元気にかわいく育ってくれてありがたい限りです。なんとか、後輩の女性司法書士にはこんな思いをしてほしくありません。一人でも賛同してくださる方がいいなあと思いながら、文章をしめたいと思います。最後まで読んでいただきことにありがとうございました。



各士業女性合同研修会過去の研修テーマ

- 第01回 「成年後見制度」
- 第02回 「介護保険法について」
- 第03回 「選択的夫婦別姓の早期実現推進」
- 第04回 「企業組織再編の実務問題」
- 第05回 「地方公共団体の財政を考える」
- 第06回 「年金改革と今後の課題」
- 第07回 「女性が変わる？男性が変わる？社会が変わる？働く女性への応援メッセージ」
- 第08回 「会社法」
- 第09回 「事業承継」
- 第10回 「破産法」
- 第11回 「日本経済について」
- 第12回 「事業承継について」
- 第13回 「セーフな会社分割・アウトな会社分割」
- 第14回 「ワーク・ライフ・バランス(女性を取り巻く法律問題)」
- 第15回 「企業の海外進出 ～専門家としてアドバイスすべきこと～」
- 第16回 「五士業に聞く相続 ～改正を踏まえて～」
- 第17回 「マイナンバー利用開始直前セミナー ～あなたはマイナンバーを適正に管理できますか？～」
- 第18回 「介護に向き合う」
- 第19回 「選ばれる職場になるために ～働き方改革最前線～」

各士業女性合同研修会の20年間のテーマを上げてみました。
それぞれに思い出深いものがあります。

1回目の成年後見制度は、そろそろ見直してはと思っています。
預金解約だけとか不動産売却について、特別代理人で事足り
るのではと個人的に考えます。
なぜなら、その後介護する人の負担が大きいように思うから
です。

次に、第2回目の介護保険制度についていえば、今一番お
世話になっているのは、私の両親です。本当にありがとうございます。

第3回の選択的夫婦別姓は未だ実現しておらず、情けなく思いま
す。民法改正の折には必ず実現して欲しいと思います。

年金制度、ワークライフバランス等楽しいテーマでした。
今年は、民法改正を自ら検討した弁護士が改正のポイントを話
されます。専門家として必要な講義です。ぜひ早々のお申し込み
をお待ちしています。
もちろん男女問わず、また誰でも大丈夫です。
研修単位も付与されます。



2016年10月 各士業女性合同研修会後の懇親会



2018年2月 東京会場研修会



編集後記

鵜川智子

次期会長は私鵜川がさせていただくことになりそうです。今回、副会長、理事には若い先生方も入って下さいました。女性会の今後のあり方を考えたいと思っています。また、従来通り集いや研修会を開催し、各地域で先生方とお会いできることを楽しみにしています。同じ仕事をもつもの同志として、介護、子育て、遊び、などおしゃべりに来てください。

さて、京都は今青もみじです。皆様と11月17日土曜日にお会いする頃には大徳寺の黄梅院

で紅葉の美しい庭を散策し、おいしい京料理を頂けることと楽しみにしています。

全国司法書士女性会のホームページに申込書を載せておりますのでFAXにてお申込み下さい。お待ちしております。事務局へいつでもTEL、FAXにてお問い合わせ下さい。

TEL:072-683-0283

FAX:072-683-8305

